

佐賀県告示第三百五十六号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)
第八条第一項の規定により、平成二十三年度木材業者の登録事項を次のとおり
変更した。

平成二十三年十一月二十五日

佐賀県知事

古

川

康

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木鳥 第16号	平成23年 11月17日	変更前	福岡市中央区那の津三丁目12番20号	西日本クラフト株式会社	代表取締役 古賀 龍一郎
		変更後	佐賀県三養基郡上峰町大字堤3971番 地12	〃	〃